

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局

男女共同参画推進に関する地方交付税措置

自主財源の確保について

地方公共団体が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組については、地方財政措置が講じられており、各地方公共団体の状況に応じて、自主財源の確保を働きかける。(第六次男女共同参画基本計画)

男女共同参画推進に関する地方交付税措置

- 男女共同参画推進に係る地方交付税措置については、平成19年度から導入された人口を基本とした「包括算定経費」に算定されている。
- 平成28年度から、都道府県及び市町村の包括算定経費の単位費用算定基礎として、女性活躍推進法施行事務(推進計画、協議会等)を踏まえて約7百万円増額措置。
- 令和7年度、都道府県分については、標準団体(人口170万人)ベースで32百万円を措置。
市町村分については、企画調整費(標準団体(人口10万人)ベースで37百万円)の中で所要額を措置。

●都道府県分

標準団体(人口170万人)ベース

企画費 (細目)男女共同参画推進費	令和7年度
○ 男女共同参画型社会の形成、男女雇用機会均等推進、女性活躍のための施策の企画及び調整	32百万円

●市町村分

標準団体(人口10万人)ベース

企画費 (細目)企画調整費	令和7年度
○ 重要行政の調整・企画・総合調整、国土の利用に関する市町村計画、地域経済振興のための調査・企画、地域活性化のための情報の収集・調査・提供及び助言、 <u>男女共同参画推進、女性活躍の推進等</u>	37百万円